

施工条件の明示

工事番号 北浄9第1号
工 事 名 北総浄水場電気設備修繕工事

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1 別途発注工事と競合する場合は、工程調整等の協議を十分行い工期内完成に努めること。 2 必要がある場合は、事前に近隣住民に工事のお知らせ文を配布すること。 3 実施工時期は当场の水運用調整により時期を決定することとする。 4 工事作業時間は、原則土日祝祭日を除く平日午前9時～午後5時とする。
用地関係	1 現場事務所の設置場所及び給水は浄水場の支給とする。場内に現場事務所を設置する場合は設置場所については監督職員と協議するものとする。尚、工事用電力は受注者にて用意すること。 2 周辺管理道路の機能を損なうことなく、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。 3 発生材の仮置場は場内に許可する。設置場所は監督職員と協議するものとする。 4 場内で、他の工事が施工されている場合は現場責任者同士の連絡を密にしてお互いの工事がスムーズに進行するようにすること。
公害対策関係	1 排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2 建設工事に伴う騒音対策技術指針によること。
安全対策関係	1 千葉県企業局水道工事標準仕様書、並びに関係法令を遵守し施行すること。 2 建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し施工すること。 3 隣接の施設に影響を及ぼすことなく積極的に安全衛生管理に努めること。
工事用道路関係	特になし。
仮設備関係	1 使用する場合は、その内容、期間、条件等及びその施工方法を監督職員に提出し、承認を得ること。 2 用水については当局の施設に支障のない範囲で支給する。
建設副産物関係	1 建設副産物の処分については、別添「建設副産物に関する特記仕様書」に基づき適切に処理すること。
工事支障物件関係	1 配管等に十分注意して施工すること。
その他	1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等を監督職員に報告すること。